

自動物流道路の実装に向けたコンソーシアム 規約

令和7年5月16日制定

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は、「自動物流道路の実装に向けたコンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、自動物流道路の実装に向けた検討を促進するため、自動物流道路の運営、利用に関心がある者、要素技術の保有者等の民間事業者と公的機関との情報共有・意見交換を行い、ビジネスモデル、オペレーションの技術的な実証、技術開発促進方策、インフラ整備のあり方等について検討を行うことを目的とする。

(活動内容)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 自動物流道路のビジネスモデルの具体化に関する議論
- 二 自動物流道路の運用に関する技術的な実証に関する議論
- 三 自動物流道路の建設に関する技術的な課題に関する議論
- 四 第一号から第三号に掲げる事項の議論の会員間での共有
- 五 会員等間の課題・研究・技術・開発等の情報共有、連携強化に関する活動
- 六 自動物流道路の社会実装に向けた国内及び海外への情報発信に関する活動
- 七 その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 コンソーシアムは、第2条の目的に賛同し、本規約を順守する以下の会員をもって組織する。

- 一 自動物流道路の社会実装、利用に関心のある企業又は団体
- 二 自動での貨物の搬送に関する技術・ノウハウを有する企業又は団体
- 三 自動物流道路の建設に関する技術を有する企業又は団体
- 四 自動物流道路に関心を持つ関係府省庁、地方公共団体
- 五 その他の企業又は団体

2 コンソーシアムへの加入を希望する者は届出により入会・退会することができる。

3 会員が次の各号のいずれか又は全てに該当する場合、その会員を除名することができる。

- 一 本規約に違反又はコンソーシアムの信用を著しく害したとき
- 二 会員等が解散又は営業を停止したとき
- 三 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- 四 その他コンソーシアムの運営に当って重大な支障が生じると認められたとき

(分科会)

第6条 コンソーシアムには、ビジネスモデル、オペレーション、インフラの分科会を設置することとする。活動の必要に応じて、分科会は設置又は廃止することができる。

- 2 コンソーシアムの会員は、一以上の分科会に所属するものとする。
- 3 分科会には必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 分科会には、代表幹事を選任する。分科会の活動により生じたアイデア、知見その他の成果がある場合、代表幹事又は代表幹事が任命する者は随時コンソーシアムにおいて報告を行う。

(検討成果等の取扱い)

第7条 コンソーシアム及び分科会の活動報告及び検討成果等は、事務局を通じ、会員に共有され、会員及び事務局は検討成果等を自由に利用することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、検討成果等に、技術的な開発成果等他の会員に共有することが望ましくない知見及び情報等が含まれると事務局が判断した場合には、事務局は検討成果等の取り扱いに制限を設けることができる。
- 3 会員は、コンソーシアム及び分科会の検討成果等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め事務局に当該内容を報告し、取扱いについて協議する。

(費用)

第8条 コンソーシアム及び分科会の参加に要する費用は会員の負担とする。

(事務局)

第9条 コンソーシアム及び分科会の事務は、国土交通省道路局が行う。当該事務は、委託することができる。

(免責事項)

第10条 会員等が共有した情報等により会員等または第三者が損害を被った場合、事務局は当該損害に対して一切責任を負わない。

- 2 事務局は、会員等が共有した情報の内容、品質、安全性、適法性又は有用性等について保証を行わず、情報等に瑕疵があった場合でも、一切責任を負わない。

(秘密保持)

第 11 条 コンソーシアム会員は、コンソーシアムの活動において知得した他のメンバーの技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他のメンバーの秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(規約の制定改廃)

第 12 条 本規約の制定改廃は、事務局が会員と協議の上行い、制定または改廃した場合においては、直ちに会員に通知する。

(議事の公開)

第 13 条 コンソーシアム及び分科会は原則非公開とするが、各回の議事概要及び配布資料は速やかに公開する。ただし、事務局が必要であると認めるときは、議事概要又は配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関して必要な事項は、事務局にて定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 7 年 5 月 16 日から施行する。

(設置期間)

第 2 条 コンソーシアム及び分科会の設置期間は原則として、設置日から当該年度末とする。設置期間を延長する場合には、事務局が別途通知するものとする。